

野田市企画提案型ネーミングライツパートナー募集要領

野田市（以下「市」という。）の公共施設及び市が主催する各種大会等（以下「施設等」という。）を有効に活用し、その愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を付与することにより新たな財源を確保し、持続可能な施設等の運営を行うとともに、施設等の魅力や知名度を高めることにより地域経済の活性化を図ることを目的とし、次のとおりネーミングライツの実施提案を募集します。

1 募集対象施設

主に市民が利用するスポーツ施設、文化施設、公園等を対象とします。

ただし、次の施設は除きます。

- (1) 既にネーミングライツを導入している施設及び施設特定型により募集中である施設
- (2) 施設の性格上導入が適さない施設（本庁舎、支所、出張所、小中学校、幼稚園、保育所等）
- (3) 道路、水路及び河川
- (4) 施設の名称に特段の経緯がある又は地元の理解が得られない施設（三ツ堀里山自然園等）

※施設の概要については、本市ホームページでご確認いただくか、下記 14 の問い合わせ先までお願いします。

（本市ホームページ）

<https://www.city.noda.chiba.jp/shisetsu/index.html>

2 募集条件

(1) ネーミングライツ料

消費税額及び地方消費税額を含む年額で提案してください。

また、ネーミングライツ料の代わりに、施設等で利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供による提案も可能とします。

なお、ネーミングライツ料の支払については、協議により決定しますが、原則として、毎年度、当該年度の最初の月の末日までに、市が発行する納入通知書により当該年度分を一括で支払うものとします。

※製品等の提供、役務の提供の場合は、協議により決定するものとします。

(2) 愛称使用期間

3年以上10年以下の期間（1年単位）

(3) 愛称使用開始日

協議により決定します。契約締結日から概ね3か月後を想定しています。

契約締結後、愛称使用開始日の前日までは準備期間とします。

3 ネーミングライツパートナーのメリット

ネーミングライツパートナーには次のメリットがあります。

- (1) 愛称を表示した看板等の設置。ただし、法令（千葉県屋外広告物条例等）、施設の構造により、制限される場合があります。
- (2) 市及び指定管理者が作成する印刷物（計画書等、契約期間後も引き続き使用するものを除く。）、ホームページ等への愛称表示
- (3) ネーミングライツパートナーが作成する印刷物、ホームページ等におけるネーミングライツパートナーであることの表示
- (4) 施設の設置又は利用目的に反しない範囲における企業ポスターの掲示
- (5) ネーミングライツを活用した提案がある場合は、協議により決定

※上記(1)及び(4)に当たっては、市及び指定管理者との協議の上決定するものとします。

4 費用負担

次に掲げる費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。また、ネーミングライツパートナーの施工に起因する看板の落下等により、市、指定管理者及び第三者に損害が生じた場合はネーミングライツパートナーが責任を負うものとします。

なお、指定管理者がネーミングライツパートナーとなった場合、ネーミングライツに係る費用は、指定管理料の算定に含めないものとします。

- (1) 看板等の設置を行う場合、それに係る費用（維持管理を含む。）
- (2) 既に市及び指定管理者が発行しているパンフレット等の印刷物の表示変更を行う場合、それに係る費用
- (3) 募集に応じて、企業ポスターの掲示等を行う場合、それに係る費用
- (4) 契約期間満了後の原状回復に係る費用

5 愛称の条件

施設等の愛称は、市民が呼びやすく親しみやすいもので、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- (1) 野田市広告掲載取扱要綱第3条各号の規定に該当しないもの
- (2) 商標権及び著作権等権利関係の問題が生じない又は生じるおそれがないもの
- (3) 施設の設置目的、用途等がイメージできるもの

※施設によっては、条例上の名称の併記や所在地名の特性に応じて所在地名等の表示を求める場合があります。

6 応募資格

応募資格を有する者は、法人又は法人により構成された団体（以下「法人等」という。）とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札の参加を制限されている法人等
- (2) 市から入札参加資格の指名停止措置を受けている法人等
- (3) 国税及び地方税を滞納している法人等
- (4) 民事再生法による再生手続中又は会社更生法による更生手続中の法人等
- (5) 政治性又は宗教性のある事業を行う法人等
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する法人等
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律において、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種を行う法人等
- (8) その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと市が認める法人等

7 応募手続

(1) 応募期間

随時、先着順で事前相談を受け付けます。

※事前相談があった施設は、その時点で受付終了となります。なお、事前相談後に応募に至らなかった施設は、再度募集対象とし、受付を再開します。

(2) 事前相談

応募する前に必ず事前相談を行ってください。

提出書類はありませんが、提案したい施設が市の施設であるか等の確認をいたします。

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに電話又は野田市役所管財課窓口（窓口にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。）にお越しください。

(3) 応募申込

事前相談終了後 30 日以内にネーミングライツパートナー申込書（第 1 号様式）（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、誓約書（第 2 号様式）を添付の上、持参又は郵送により提出してください。持参の場合、窓口での受付時間は、平日（年末年始を除く。）の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとします。

応募に係る費用は、全て応募者の負担とします。

なお、提出された応募書類は、返却しません。

【申込書等書類提出先】

〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1

野田市総務部管財課管財係（野田市役所高層棟3階）

TEL 04-7123-1075（直通）

FAX 04-7122-1557

8 候補者の選定等

(1) 選定

野田市ネーミングライツパートナー選定委員会「以下「選定委員会」という。」において、次の審査基準に基づき総合的に審査を行い、ネーミングライツパートナー候補者（以下「候補者という。」）を選定します。審査に当たり、必要に応じ、資料の提出を求め、又は、ヒアリング等を行う場合があります。

なお、選定委員会は、非公開とします。

(2) 審査基準

審査については、審査項目、審査ポイントに基づき審査を行い、候補者を決定します。

審査項目	審査ポイント
施設の状況	施設の性格上導入に適しているか 施設名称に特段の経緯がないか 地元の理解が得られるか
応募者の状況	応募団体等の経営は健全か 地域貢献への取組
愛称	親しみやすいか、呼びやすいか 施設イメージとの整合
ネーミングライツ料又は製品等の提供、役務の提供	応募金額等は適正か

※留意事項

- ① 提案いただいたネーミングライツ料について、個別に協議させていただきます。
- ② 提案いただいた施設について、ネーミングライツの導入に適さないと判断する場合があります。（施設の性格上導入が適さない、施設名称に特段の経緯がある、地元の理解が得られない等）
- ③ 提案いただいた施設について、改めてネーミングライツパートナーを募集することにより、複数の応募が見込まれる場合は、手続の途中で施設特定型の手続に移行する場合があります。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、ネーミングライツパートナー候補者選定結果通知書により通知し、市、ホームページで公表します。

(4) 選定の取消し

契約締結までの間に、候補者が応募資格を欠くこととなったとき又は信用失墜行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるときは、市は、選定を取り消すことができるものとします。

9 契約の締結

市は、候補者と契約内容について詳細な協議を行い、双方の合意により契約を締結します。

候補者と協議が整う可能性がないと市が判断した場合は、候補者との協議を打ち切ります。この場合、市は、一切の賠償責任を負いません。

契約締結後、速やかに市ホームページ及び市報等により、施設の愛称等を公表します。

10 契約の変更

災害等その他やむを得ない事由により本契約の履行が困難であると認められる場合は、双方協議の上、契約の内容を変更することができるものとします。

11 契約の解除

ネーミングライツパートナーが応募資格を欠くこととなったとき又は信用失墜行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるときは、市は、契約を解除できるものとします。この場合、ネーミングライツ料の返還は行いません。ただし、双方の責めに帰さない事由により解除する場合は、未履行分について、市は、日割り計算により返還するものとします。

12 スケジュール

事前相談	通年（先着順）
応募	事前相談終了後 30 日以内
候補者の選定結果通知	応募受付日から概ね 2 週間以内
契約締結	協議が整い次第
愛称使用開始	契約締結日から概ね 3 か月後（協議により決定）

13 補足事項

(1) ネーミングライツ導入後、市及び指定管理者は愛称を使用しますが、条例等で定める施設の名称は変更せず、市議会議案などにおいて必要な場合は、条例上の名称を使用します。

- (2) 利用者の混乱を避けるため、会社の統廃合等真にやむを得ない場合を除き、利用期間内の愛称の変更は認めません。
- (3) ネーミングライツの付与は、施設の所有権、経営権等には影響を与えません。
- (4) ネーミングライツを第三者に譲渡し、貸与し、承継させ、又は担保に供することはできません。
- (5) ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商標であるものだけに限り使用することができるものとします。
- (6) ネーミングライツ料は、原則として当該施設の維持管理及び運営に充てるものとします。

14 問合せ先

〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1

野田市総務部管財課管財係

TEL 04-7123-1075 (直通)

FAX 04-7122-1557

※土日祝日及び年末年始の閉庁日は、対応できませんのでご了承ください。